

第1章 目的・経緯

1. 特定事業計画の位置づけ

江東区では、平成 17 年度に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、交通バリアフリー法（改正前））に基づく「江東区 交通バリアフリー基本構想」を策定した。交通バリアフリー法（改正前）第 7 条～11 条には、基本構想に盛り込まれた事業が確実に実施されることを担保するために、特定事業計画の作成、当該計画に基づき特定事業を実施するものとする規定が設けられている。

具体的には、公共交通事業者等について「公共交通特定事業」の実施（第 7 条）、道路管理者について「道路特定事業」の実施（第 10 条）、公安委員会について「交通安全特定事業」の実施（第 11 条）が規定されている。

「江東区交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画」は、これらの規定に基づく計画として作成されたものである。

◆特定事業計画事業者一覧

特定事業	事業者	
道路	都道	東京都建設局第五建設事務所
	区道	江東区土木部道路課
公園		江東区土木部水辺と緑の課
交通安全		東京都公安委員会 (深川・城東警察署)
公共交通	鉄道	東京地下鉄株式会社
	バス	東京都交通局自動車部
その他	放置自転車対策	江東区土木部交通対策課
	やさしいまちの誘導システム	江東区都市整備部建築調整課

2. バリアフリー新法との関係

(1) バリアフリー新法の概要

平成18年6月に、従前のハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した法律「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定され、平成18年12月に施行された。

主な改正点は、以下の5項目となっている。

①対象者の拡充

- ・身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者等すべての障害者が対象。

②対象施設の拡大

- ・建築物及び公共交通機関等に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを新たに追加。建築物では、既存建築物の基準適合努力義務、福祉タクシーはその基準を追加した。また、道路については、従来、特定旅客施設と高齢者、身体障害者等が日常生活で利用する官公庁、福祉施設等を結ぶ「特定経路」を対象としていたが、バリアフリー新法では、生活関連施設をつなぐ「生活関連経路」を対象としていたが、バリアフリー新法では、生活関連施設をつなぐ「生活関連経路」を対象を拡充し、また道路の全てが努力義務を負うこととなった。
- ・また、バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす整備を行った後、基準を満たしたまま維持し続けることが義務づけされた。
- ・併せて「路外駐車場特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」が創設された。

③基本構想の充実

- ・バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを旅客施設を含まないエリアや旅客施設から徒歩圏外のエリアにまで拡充。
- ・また、路外駐車場、都市公園及びこれらに至る経路についての移動等の円滑化の推進、施設間の経路や建築物内部までの連続的な経路の確保を対象とした。

④基本構想策定の際の当事者参加

- ・協議会制度の法制化、構想作成提案制度の創設。

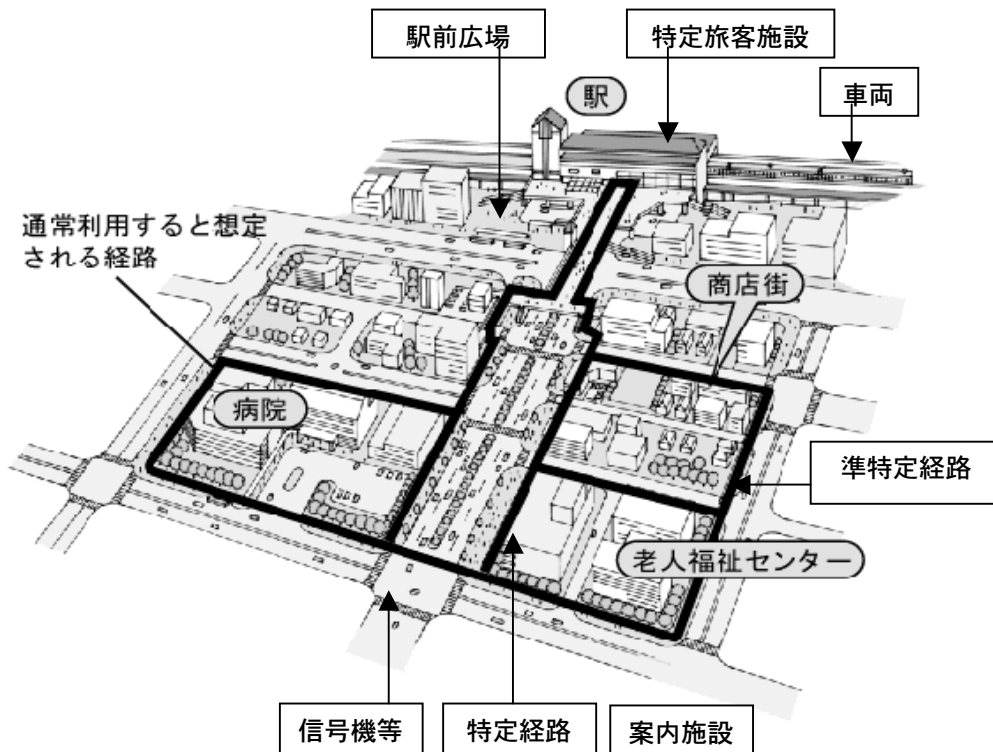
⑤ソフト施策の充実

- ・スパイラルアップの導入（関係者と協力して、バリアフリー施策の持続的かつ段階的な発展を目指す）
- ・心のバリアフリーの促進（ハード面での整備と併せて、国民の一人ひとりが、高齢者・障害者等の困難を自らの問題として認識する）

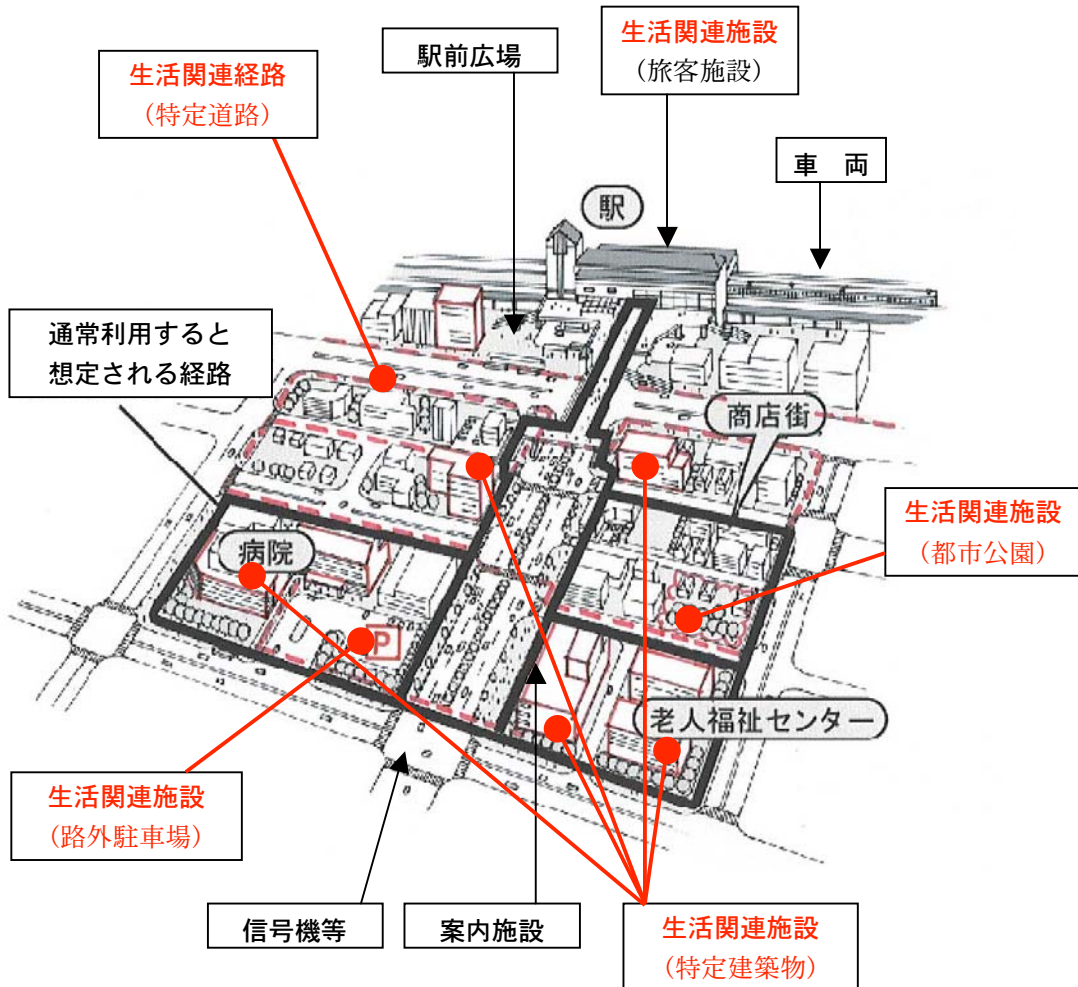
■重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ図

(「EPA -別社会構築に向けた施設整備等のあり方に関する調査検討業務 報告書」より引用)

【改正前】



【改正後】



(2) 特定事業計画へのバリアフリー新法の反映

特定事業計画の策定については、原則は改正前の規定に基づくが、一部先行して、バリアフリー新法で新たに拡充された内容にも取組むこととし、検討に反映させた。主な点は以下の通りである。

①道路：準特定経路の特定事業計画

- ・準特定経路として指定した道路（主に生活関連施設をつなぐ生活関連経路）について、特定事業計画を策定した。

②都市公園：都市公園の特定事業計画

- ・南砂三丁目公園内に特定経路を設定し、出入口、連続誘導の整備について、特定事業計画を策定した。

③特定事業計画の検討を障害のある当事者と共に検討

- ・基本構想策定の際の当事者参加のみならず、特定事業計画の策定においても、特定経路の連続誘導、南砂町駅周辺地区の「やさしいまちの誘導システム」の検討過程で、障害のある当事者の参加を得た。

④ソフト施策の充実

- ・先行して整備を行った特定経路について、竣工前に整備内容の確認を行なった。また既に一部バリアフリー整備の終了していた南砂町駅周辺については、障害のある当事者と共にバリアフリー点検を行い、整備の修正についての検討を行なった。これらはスパイラルアップの導入の試みとして取組まれた。

⑤今後の課題として取り上げた事項

・既存建築物の基準適合努力義務について

東陽町駅周辺地区の特定経路である、四ツ目通りにおいて、今後の拡幅工事の中で道路（歩道）整備を進めると共に、沿道建築物の建替えや改修工事の機会を捉えた、バリアフリー整備を進めていく方策として、沿道建築物の管理者への基本構想等の理解と周知を行なう予定である。

・心のバリアフリーの促進の取組みについて

区内に立地する都営バスの車庫や都営地下鉄を活用して、小中学生による障害者補助体験や障害理解のための車いす使用の体験などを検討する。

3. 検討の流れ

基本構想に示された整備課題を受けて、特定経路・準特定経路を中心に現況調査を行った。そして、移動円滑化についての具体的な問題点の確認、整備対象の抽出、特定事業計画の素案作成、特定事業を実施する事業者との意見交換・協議を行った。

一部の整備については、具体の整備内容の検討の為に、障害のある当事者や地域の方々と現場でワークショップ形式の検討を行った。

また、バリアフリー新法の制定を踏まえて、先行した取組みについても検討した。

■ 作業フロー

